

看護小規模多機能型居宅介護事業いわしぐも 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団三思会が開設する看護小規模多機能型居宅介護事業 いわしぐも(以下、事業所という。)が行う介護事業(以下、事業という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な介護を提供することを目的とする。

(事業の運営の方針)

第2条 事業所の職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえ、利用者からの要望や状況に応じ、利用者の同意の下で、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、「訪問看護・介護」「通い」「宿泊」の介護サービスを行う。

事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 看護小規模多機能型居宅介護事業いわしぐも
- (2) 所在地 神奈川県厚木市戸室1丁目29番1号

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 代表者 1名(常勤・兼務)
代表者は、事業所の事業全体に対し、事業所の代表として管理・運営を行う。
- (2) 管理者 1名(常勤・兼務)
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (3) 計画作成責任者(介護支援専門員) 1名以上(常勤・兼務)
介護支援専門者は、事業所の介護サービス計画の作成を行うとともに、事業所サービスの質の確保・向上に向けてのモニタリングや必要事項への対応を行う。
- (4) 従事者(看護・理学療法士・介護職員)

- ・通いサービスの利用者が3人またはその端数を増すごとに常勤換算で1人以上
- ・訪問サービスの提供に当たる従事者を常勤換算で2人以上

次については、「宿泊」がある場合に配置する。

- ・夜勤に当たる従事者 1名、オンコール担当 1名
- ・宿直に当たる従事者 1名ないしオンコール担当 1名(宿泊者の状況で配置を調整)
(宿泊がない場合は、配置しない。)

・保健師、看護師または准看護師は、一体的な運営をしている訪問看護ステーションもみじにおいて、訪問看護ステーションの人員基準(看護職員2.5人以上)を満たしていることとする。

(登録定員)

第5条 事業所の登録定員は、次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29人まで
- (2) 通い利用定員 登録定員の1/2から18人まで
- (3) 泊り利用定員 通い定員の1/3から6人まで

(営業及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の居宅サービス計画を踏まえ、24時間・365日営業とする
- (2) 緊急時は、訪問看護ステーションもみじと連携し随時対応する
- (3) 訪問看護ステーションもみじの緊急連絡用携帯で、24時間常時連絡可能な体制とする。

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護
- (2) 訪問介護
- (3) 通い
- (4) 宿泊
(宿泊室に空床がある場合は、介護保険の規定に則り登録定員外の方の短期入所を受け入れることができる)
- (5) 介護支援専門員による居宅介護支援
- (6) 空床利用の短期入所および基準該当の生活介護・短期入所

(利用料等)

第8条 事業に係るサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業所が法定代理受領サービスである時は、介護保険法に規定する利用者負担の額とする。介護保険の適用を受けないサービスおよび居宅サービス計画にないサービス提供に関しては、全額自己負担とする。詳細は別途料金表のとおり。

2 運営基準(厚生省令)で定められた費用(その他の自己負担)

- (1) 食費
普通食は、朝食450円、昼食600円、夕食580円、おやつ200円とする。
特別食は、朝食620円、昼食700円、夕食680円、おやつ200円、主食またはおやつのみ200円、主食と副食1品400円とする。
- (2) 宿泊は、1泊2,700円とする。
- (3) オムツ代は以下のとおりとする。
 - ① 「通い」は、原則持参。不足した場合は、事業所のオムツを泊りと同じ料金で提供する。
 - ② 「宿泊」は、オムツ代として、テープ止めタイプ・パンツタイプは1枚100円、パット類は1枚50円とする。
- (4) 事業所で交換する口腔ケア物品
歯ブラシ1本60円、舌ブラシ1本230円、吸引付ブラシ1本460円、スポンジブラシ1

本20円とする。

(5) レクリエーション等材料費は一月100円とする。

(連帯保証人に関する事項)

第9条 事業所とのサービス契約締結にあたり、契約者は連帯保証人を立てることとする。連帯保証人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する利用料などの経済的な債務につき、契約者と連帯してその履行の責に任じて頂くほか、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとする。

2 前項の連帯保証人の負担は、極度額 300,000円（または月額利用料金の3か月分）を限度とする。

3 連帯保証人の請求があったときは、事業者は連帯保証人に対し、遅滞なく、利用料の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者のすべての債務の額等に関する情報を提供することとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所の職員等は、介護サービスの実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医または連携医療機関医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、訪問看護ステーションもみじとの連携において適切に対応し、管理者および家族に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、厚木市の全域とする。

(安全管理)

第12条 事業所は、法人及び事業所の安全管理規定及びマニュアルに則り、事業運営及び利用者の安全確保に努めるものとする。

(感染対策)

第13条 事業所は、法人及び事業所の感染対策マニュアルに則り、事業所の感染対策に努めるものとする。

(食品衛生対策)

第14条 事業所は、事業所の食品衛生マニュアルに則り、食品衛生管理の徹底に努めるとともに、委員会の定期的な開催と、職員等への教育を行う。

(消防及び災害対策)

第15条 事業所は、事業所の消防及び災害計画に則り、利用者及び職員の安全の確保に努めるものとする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、委員会の定期的な開催、職員等への研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(身体拘束の適正化のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者または他利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束や行動の制限を行わない。また、身体拘束等の適正化のための指針を整備し、定期的な委員会の開催と、職員等への教育を行う。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第18条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する必要なサービス提供を継続的に実施するためおよび非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じるものとする。定期的な計画の見直しと、職員等への周知を行うとともに、研修や訓練を行う。

(苦情への対応等)

第19条 事業所は、提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は運営上の留意事項を以下に定める。

- (1) 事業所は、職員等の資質向上を図り、事業体制を整備するため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - ① 採用時研修 採用時～3か月間
 - ② 継続研修 事業所の教育計画に準ずる
- (2) 職員は法人の個人情報保護規程に則り、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- (3) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会医療法人社団三思会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規定は、平成30年8月1日から施行する。

附則 この規定は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この規定は、令和4年9月1日から施行する。

附則 この規定は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。